

- 第二 報第 十三号 専決処分の報告、承認を求めることについて（平成二十四年度五條市一般会計補正予算（第四号））
- 第三 議第五十九号 五條市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議第 六十号 五條市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 第四 議第六十一号 五條市コミュニティバス運行事業に関する条例の全部改正について
- 第五 議第六十二号 五條市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例等の一部改正について
- 第六 議第六十三号 五條市暴力団排除条例の一部改正について
- 第七 議第六十四号 五條市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例の一部改正について
- 第八 議第六十五号 五條市下水道条例の一部改正について
- 第九 議第六十六号 市道路線の変更について
- 議第六十七号 市道路線の変更について
- 議第六十八号 市道路線の変更について
- 議第六十九号 市道路線の変更について
- 議第 七十号 市道路線の変更について
- 議第七十一号 市道路線の変更について
- 議第七十二号 市道路線の変更について
- 議第七十三号 市道路線の変更について
- 議第七十四号 市道路線の変更について
- 議第七十五号 市道路線の変更について
- 第十 議第七十六号 五條市立中央公民館に係る指定管理者の指定について
- 第十一 議第七十七号 五條市立図書館に係る指定管理者の指定について
- 第十二 議第七十八号 五條市賀名生の里歴史民俗資料館に係る指定管理者の指定について

- 第十三 議第七十九号 五條市立老人憩の家に係る指定管理者の指定について
- 第十四 議第八十号 五條市市民会館に係る指定管理者の指定について
- 第十五 議第八十一号 五條市立西吉野コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について
- 第十六 議第八十二号 五條市阿田峯公園に係る指定管理者の指定について
- 第十七 議第八十三号 南和協議会規約の変更について
- 第十八 議第八十四号 平成二十四年度五條市一般会計補正予算(第五号)議定について
- 第十九 議第八十五号 平成二十四年度五條市簡易水道特別会計補正予算(第一号)議定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十三名)

十一番	十番	九番	八番	七番	六番	四番	三番	二番	一番
福塚	山口	吉田	堀川	川村	藤村	池上	益田	山田	峯林
実司	耕司	雅範	浩美	家廣	美子	輝雄	吉博	澄雄	宏政

欠席議員（一名）

説明のための出席者

市長	太田好紀	十二番
副市長	丸谷昭典	十四番
教育長	堀内伸龍	十四番
市長公室長	榎内成起	十五番
総務部長	竹田和彦	十三番
すこやか市民部長	山本邦美	
あんしん福祉部長	櫻井敬三	
産業環境部長	辻信彦	
都市整備部長	森本敏弘	
消防長	窪佳秀	
教育部長	町口正治	
水道局長	中永充	
会計管理者	上孝男	
西吉野支所長	丸山勝秀	

事務局職員出席者

大塔支所長
山田善久
和岡剛明
新井健夫
新井健夫
竹本勝治
竹本勝治
秘書課長
市長公室次長
ふるさと創造課長

事務局長
乾 旬
事務局次長
藤 谷 光
事務局係長
笹 谷
片山 仁美
速記者
柳ヶ瀬 五美

午前十時零分再開

○議長（益田吉博）ただいまから昨日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。

土井康嗣議員から欠席届が出ております。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（益田吉博）本日の日程につきましては、お手元に配布済みのおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（益田吉博）日程第一、一般質問を行います。

この際申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いします。

一般質問は申合せのとおり、全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からといたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。

また、一般質問の時間は質問と答弁を含めて九十分以内といたします。

理事者側各位にも御協力をお願いします。

昨日の休憩前に引き続き、七番藤富美恵子議員の一般質問を続けます。

なお、藤富美恵子議員の一般質問の残り時間は十分となっておりますので、御承知おきください。

〔七番 藤富美恵子質問席へ〕

○議長（益田吉博）昨日の藤富議員の質問に対する市長の答弁を求めます。太田市長。

○市長（太田好紀）藤富議員の質問に答えさせていただきます。

このことについては、簡単なことなので答えさせていただきます。

御所市との合併ということはどういうことまで出てきたのかわかりませんが、そんなことは一切聞いておりませんし、私自身もそんなことは

言ったこともございません。

以上です。（「七番」の声あり）

○議長（益田吉博）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）私は市長から聞いたわけではございません。市民の皆さんから聞かせていただいたから、私は議員として、市民の声の代弁者として、市民の皆さんが心配しておられますので、それで昨日、今日と質問させていただいております。

それでは、私の一般質問の残り時間はあと十分しかないということでございますので、最後に、太田市長が誕生し、まだ一年半余り、五條市の厳しい財政状況の中で、太田さんは五條小学校の屋内運動場に始まり消防庁舎、ごみ焼却施設、し尿処理施設、そしてリサイクル施設、花咲寮、市役所も建て替えたいと考えておられるようですが、市民の皆さんは、これも市民の皆さんのお声でございますので、「太田さんは市長になって、建てるだけ建てまくり、そして太田さんは市長を辞め、後にはばくだいな借金が五條市に残るのではないか。」と、心配して

おられます。

五條市の今後を考えてみれば、ますます少子高齢化が進み、もちろん人口も減り、税収も減っていく五條市でございます。五條市の将来、五條市民の将来をよく考えて、市政運営を行っていただきたいと思えます。

市民の声の代弁者として、市民の声を市長にお伝えしておきます。

最後に、昨日でございますが、このような簡単な質問を、先に、具体的に教えてもらえなければ答弁できないというような市長であれば、太田さん、あなたの市長としての資質が問われかねません。

太田さんが議員のときに、言ってきたこと、してきたことをよく思い出していただきたいと思えます。
終わります

○議長（益田吉博）以上で、七番藤富美恵子議員の質問を終わります。

次に、一番福塚 実議員の質問を許します。一番福塚 実議員。

〔一番 福塚 実質問席へ〕

○一番（福塚 実）それでは、議長の発言許可を得ましたので、発言させていただきます。

まず一番に、五條市の少子化対策について、二番に五條市の防災対策について。三番、五條市の観光についてです。

それでは一番の五條市の少子化対策について質問させていただきます。

五條市におきましても、少子化は深刻な問題です。抜本的な解決は難しいのですが、何らかの施策をとらなければいけないと思えます。その中でも、五條市に結婚相談所の設置や企業誘致における雇用の促進、そして若者の自立支援や子育て支援、定住支援、様々な問題がございます。

それではその中での、（一）の若者の定住促進について質問させていただきます。前文でも申しましたように、結婚、雇用、若者の自立支援、子育て支援などを充実させていかななくては、ますます五條市からの若者の流出に歯止めがきかなくなり、若者の定住も非常に困難になります。

五條におきまして、このような問題をどのように理解して、対応を考えているのか、市長、部長、お考えをお述べください。

○議長（益田吉博）檜内市長公室長。

○市長公室長（樫内成吉） 一番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

若者の定住促進につきましては、各課でそれぞれに取り組んでいる事業や、今後取り組んでいくべき新たな事業について、どうすれば若者の定住促進につながるか、どのような事業を実施するかなど、他市町村より五條市を魅力的に感じてもらえるか、総合的に協議するため、本年九月に五條市基本施策検討委員会を設置し、協議を重ねていくところであります。

なお、委員会における検討内容といたしましては、出産・子育て支援金事業や若者地元定着促進事業等、様々な事業についての検討を進めているところでございます。

また、若者世代のニーズを把握するため、職員の中から二十代、三十代の職員を選出し、委員会の専門部会として若手部会を立ち上げ、十一月十九日に会合を開催したところであります。

さらに十二月からは、住民のニーズを把握し、五條市をより住みやすいまちにするための参考として、市民課の窓口で転入・転出された市民に対しアンケートを実施しております。

今後、それらの意見をまとめまして、若者の定住促進につながる事業を早急に検討してまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（益田吉博） 一番福塚 実議員。

○一番（福塚 実） 委員会を立ち上げてそのように定住促進に努めているということですので、今後そのような協議の中で、どれくらいの期間を経て、定住促進につなげていくかという、その抜本的な目安というのは難しいと思いますけれども、会議の内容の取りまとめとかそのような報告はまたしていただけるのでしょうか。

ちよつとお答え願います。

○議長（益田吉博） 樫内市長公室長。

○市長公室長（樫内成吉） 一番福塚議員の御質問にお答えをいたします。

今現在、基本施策の検討委員会を立ち上げて、そしてまた若者部会の意見もこれからまとめさせていただくところでございます。

今後いろいろな様々な施策が出てきているわけですから、来年に向けて必ず一つ、二つくらいは政策の中に入れていただきたいと思いますという思いで今意見をまとめております。

今後、議会等も通じまして当初予算等に対しまして反映できるようにさせていただきたいなと思っておりますので、議員の皆さんのところには必ず委員会なり、あるいは本会議なりのところではその施策に対しまして、提示ができるものと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（益田吉博） 一番福塚 実議員。

○一番（福塚 実） ありがとうございます。

実のなる結果が出て、定住促進につなげていただければ、五條市にも若者が定住し、また税收も上がってくると思っておりますので、その辺の努力をよろしくお願いします。

市長はその辺をどうお考えですか。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 福塚議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

今、部長の方から説明をいただきました。

もう皆さんも御存じのように、平成十七年に合併をしたとき、約四万人おられました。それが今三万五千を切ったということで、大変人口が減っていると、そういう形の中で、やはり少子化ということもございませうけれども、ただ五條市から出て行く方が多い、若い者が出て行く。そういうことで定住促進に対してどうするかということで、部だけで考えては成り立っていかないと、全体の部署で皆さんと協議をしてやっていこうということで、委員会を立ち上げさせていただきました。しかしながらいろんな議論が出ました。出ましたけれども、なかなか結論に至らないというのが現状なんです。そうすることによって、次にどうするかというのを若い世代に聴いてみようということで、職員から三十代、先ほども言ったように、二十代、三十代のちょうどその年代の方にどういう考え方を持っているのか、そういうことを忌たんのない意見を出していただいて、それをまた委員会で報告していただいて、どうやっていくかと。そして先ほど部長からお話があったように、どうかそれを食い止めるにはどれをやった方がいいのか、どの部分を徹底的にやるのかという、他市もいろんなことをやっております。それを踏まえて、五條市に残ってもらえる、出ていかないようにする、また他市からも五條市に来てもらえるような施策をやっております。よつては、お金、財源のことも掛かりますので、いろいろとそういうことを総合的に判断しながら今後進めていきたい。できる限り先ほど部長の方からありましたけれども、新年度当初予算には何らかの一つ、二つ、これをどうか前向きな形で考えて、定住促進につなげていき

たいと、そういうふうを考えております。

以上です。（「一番」の声あり）

○議長（益田吉博） 一番福塚 実議員。

○一番（福塚 実） まあ市長がそこまで言ってくれるのですから、しっかり前向きに頑張っていて努力が実るようになるしくお願いしておきます。

それでは二番の五條市の防災対策についてです。

まず、（一）の吉野川の堆積土砂についてです。去年の台風十二号のときにも堆積土砂の影響で阪合部のミニグラウンドや上野公園、畑や田んぼなどが泥水に漬かって被害に遭いました。また吉野川の近隣の住民が避難をしたり、台風や大雨のたびに心配なのが現状です。この堆積土砂の撤去が近隣住民の安心、安全な生活をしていくためには急務です。五條市ではこのような現状に対して抜本的な対応がとれていません。災害が二度、三度と同じ場所で起こらないように、どのような対策を考えているのか、市長、部長、お答えください。

○議長（益田吉博） 森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本敏弘） 一番福塚議員の質問にお答え申し上げます。

五條市民にとりまして、吉野川は安らぎを与えてくれる憩いの場であり、古くより清流豊かな風光明媚な情景の地であります。

しかしながら、吉野川本流及び流域併せた上流域での荒廃地の拡大と併せ、昨今、全国的に多発している「ゲリラ豪雨」とも言われる集中豪雨や昨年の記録的豪雨をもたらした台風十二号により、上流域から土砂が流出され、本市でも大量に堆積している状況であります。

市といたしましても、従前より五條市区域の内で、氾濫や浸水の危険性が考えられる区間につきましては、築堤構築や護岸整備の要望を行ってまいりました。

その結果、市の要望に対しまして、国としても計画的に事業を実施していただいているところであり、本年度におきましても、紀の川水系河川整備計画に基づき、野原西地区及び二見地区におきまして築堤護岸事業の着手がなされたところでございます。

なお、河川敷内の堆積土砂対策につきましても、昨年の阪合部地区河川氾濫による上野公園の施設を含めた近隣農地等への多大な被害に対し、早速、国土交通省に対し、河床堆積土砂の解消及び早期河川改修事業への着手に向けて要望等を行っているところであり、引き続き「吉野川を守る会」によります河川パトロールを行い、異常箇所や被災箇所の発見に努め、国土交通省、和歌山河川国道事務所との連携を密にし、

河川環境の把握、維持管理の実施を図り、洪水に対し市民が、安全、安心に暮らせる河川環境づくりのために取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上で答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（益田吉博） 一番福塚 実議員。

○一番（福塚 実） 二見や野原の方でそういった河川の着手になったということですが、阪合部の堆積土砂についてですけれども、あの箇所では二度、三度と同じ災害が何度も繰り返されているのが現状です。また増水ではなくても危険水域まで上がるといっては、大雨のたびにそういう現状が続いているのが今の現状です。この場所については早急な対応が必要になってくるので、国土交通省の方でどのような方向性で前向きな形で動いてもらっているのか、ちよつとその辺詳しく教えてもらえますか。

○議長（益田吉博） 森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本敏弘） 一番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

国土交通省の方に再々要望はいたしております。ただ国土交通省の考え方が、若干我々と違うようなところがございますが、まず河川改修、当然築堤、こういったものを早くしなければならぬという考え方と、堆積した土砂を取ることに対してなかなか国土交通省の考え方というのは、取ればまた同じような形でくるというような、そういった同じ繰り返しになるというようなことがあって、なかなか堆積した土砂に対して撤去するというのは、考え方としては余り今の状況ではないので、我々としては引き続き、同じような形で、堆積土砂に対しては撤去してくれというような形では要望していきたい、こういうふうに思っております。

以上です。（「一番」の声あり）

○議長（益田吉博） 一番福塚 実議員。

○一番（福塚 実） なかなか前向きな返答がもらえていないということですけれども、阪合部の堆積土砂というのは、中州に大きな岩がございます、そこに土砂が堆積して、そこがダムのような形で大水が来たときにそこで一旦水がせき止まって、そして上野や阪合部の流域に水が跳ね返ってくるというのが、私が見る限りの現状だと思っております。

この堆積土砂を速やかに撤去していただければ、水の流れがスムーズになり、私ら子供の時はああいう堆積土砂は阪合部にはございませんでした。これが年々流れてきて大きな岩のところでは堆積して土砂が今の現状になっているので、やはり昔のきれいな吉野川を取り戻すため

にも、早急な対応を国交省に根強く対応していただきたいと思いますので、よろしくお願いしておきます。

それでは、(二)の五條市のトンネルの安全性についてです。

この前起きた山梨県の中央自動車道笹子トンネルの事故では、打音検査が二〇〇〇年から行われていなかったと報じられていました。この検査が十数年行われていなくて大きな事故につながったわけでございます。構造上、五條市近隣にあるトンネルは全然違う形のものと思えますけれども、五條市におきましても、国道・県道・市道など住民の生活に密着したトンネルがたくさんあります。中には建設してかなりの年月がたち老朽化しているものもあると思いますが、五條市はトンネルの安全性をどのように認識、また理解しているのか、市長、部長、お答えください。

○議長(益田吉博) 森本都市整備部長。

○都市整備部長(森本敏弘) 一番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

十二月二日、中央自動車道笹子トンネル内で発生しましたつり天井板の落下事故により、全国において同種構造の緊急点検がなされているところであります。

五條市内におきましては同種構造のトンネルはございませんが、市が管理しております大正十一年建設で改修済みの天辻ざい道を始め十一本のトンネル、五條土木事務所が管理しております昭和二十九年建設の国道一六八号猿谷トンネルを始め十四本のトンネル、国が管理しております京奈和自動車道には三本のトンネルがございます。

特に、国道一六八号におきましては、五條土木事務所によりますパトロールを始め点検により、毎年漏水やひび割れなどの改修工事を実施していただき、通行の安全を図っていただいているところであります。

五條市の管理するトンネルにつきましても、職員によるパトロール等を実施し、安全の確保に努めており、補修等の必要となる箇所につきましては工事等により改善してまいりたい、このように考えております。

以上で答弁とさせていただきます。(「一番」の声あり)

○議長(益田吉博) 一番福塚 実議員。

○一番(福塚 実) それではちょっとお伺いしますけれども、五條市におけるトンネルを管理している地域におきましてですけれども、どのような検査を行っているのかお答えください。

○議長（益田吉博）森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本敏弘）一番福塚議員の質問にお答えをします。

検査というよりも、まず目視という形で行っております。目視で当然ひび割れがあるということになりますと、具体的な検査に入るわけですが、基本的に五條市の場合にトンネルをいただいておりますのは旧の一六八号、いわゆる国道一六八号にバイパスができて、その旧道に対するトンネルがほとんどでございます。それと西吉野のフルーツロード、これも県からいただいたトンネル、こういったものを併せて十一本があるわけですが、新しいものは別として古いものにつきましては、ほとんど交通量の少ないトンネルになっておりますけれども、やはり市道として認定している限りは当然管理の必要があるということで、目視という形でしか現在には行っていないという状況でございます。

以上です。（「一番」の声あり）

○議長（益田吉博）一番福塚 実議員。

○一番（福塚 実）目視の検査というのは、笹子トンネル事故でもそうですけれども、打音検査が行われていない。目視による検査だけだということですが、目視だけではトンネルの精密な老朽化の程度がわからないと思います。まず打音検査なり、様々な検査の方法がありますので、そういう対応をとっていただいて、本当に安全かどうかというのをしっかり五條市のトンネルに関しては把握していただいて、あのような不幸な事故が起こらないような態勢をとっていただきたいと思っております。

今後そういう目視ではなくて、ちゃんと脚立などを使って天井部分の検査なり電灯のあるところでもございましたら、水漏れがないかとか、そういうような細かな検査が必要だと思っておりますので、五條市におきましても、トンネル自体が老朽化というか、古いトンネルがたくさんございますので、その辺よろしくお願いしておきます。

それでは、三番の五條市の観光についてです。

市内で行われるイベントに対する五條市の対応についてです。五條市ではいろんな団体がイベントや行事を開催していますが、五條市の観光マップを市外の業者が随契で作製しています。やはりこのようなものは、市内の業者に入札などで作製してもらおうようにしていくべきだと思います。今後五條市の観光に関わるデータなどの収集なども五條市の観光推進の一環として行うべきだと考えています。

また十一月四日に行われた五條市の文化祭でも、たくさんのお客様がりましたが、同じ日に五万人の森で「五條“どえらい”うまいもん

フェスタ二〇一二」が開催されました。またこのイベントも市内外から万人くらいと書いてありましたけれども、たくさんの方々がありません。近隣の空き地からうまいもんフェスタに送迎バスなどで対応していましたが、路上駐車などで苦労していたのも事実です。せっかくこれだけの人がお越しになっているのですから、同じ日に行われている五條市の文化祭や各イベントなどの連携を考えて、送迎バスや案内板などで対応し、幅広く五條市における文化祭などのイベントや文化、芸術に参加してもらえるように五條市の観光協会としても対応していくのがよいと考えていますが、市長、部長、よろしくお願いします。

○議長（益田吉博） 辻産業環境部長

○産業環境部長（辻 信彦） 一番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

まず初めに、パンフレットの件でございますが、本市を紹介するパンフレット・冊子類は複数ございます。その中で、よく使われております蛇腹折りの「ゴジョウ シティ ガイド」と「ゴジョウ マップ」につきましては、現在、市外の業者に発注されております。

蛇腹折りの「ゴジョウ シティ ガイド」は旧大塔村、旧西吉野村のときから、現在発注している業者がデータを所有いたしております。同じものを増刷する場合は、どうしてもデータを所有しているところが安くなることが予想されます。

もう一つの冊子「ゴジョウ マップ」にも紹介されている場所のうち、十数箇所は当該業者が写真データを持っております。

他の市内業者においても、冊子作成に必要なデータ収集を行っていただければ、入札に掛け、安価な業者に作製をお願いできると考えております。

なお、その他の単発のイベントや案内の散らし類は市内の業者に作製をお願いしております。

先ほど議員が申されましたように、よく使われる「ゴジョウ マップ」のデータにつきましても、不足のある分につきましては、市の企業観光戦略課ももちろんでございますし、市の観光協会にも問い掛けをしまして、データを集めるような努力もしてまいりたいと考えております。

それともう一つの御質問の市内でのイベントが重なった件でありますけれども、去る十一月四日の日曜日に五條市商工会青年部が主体となって実行委員会を組織し五万人の森公園を会場として「第一回「どえらい」うまいもんフェスタ」が開催されました。

天候にも恵まれて、心配しておりました来場者につきましても、先ほどお話いただきましたように予想を上回る約一万人の方々にお越しいただきました。

場所柄、車での来場者が多いことが予想されましたので、みどり園を駐車場に利用したり、また、北宇智工業団地との間でシャトルバス二台を運行したりと対策が講じられました。残念ながら多くの路上駐車が発生いたしました。

一方、十一月三日・四日の両日、中央公民館を会場として第四十一回五條市文化祭が開催されました。

文化祭会場とうまいもんフェスタを議員御指摘のようにシャトルバスでつなぐ等のことをしておれば、両方の会場の交流促進や路上駐車問題が違った結果になっていたのではないかとというふうなことも考えられます。

今後はイベントが重なるようなことになった場合には、関係する部署間で問題点を整理しながら連携を図り、相乗効果が期待できるように努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（益田吉博） 一番福塚 実議員。

○一番（福塚 実） うまいもんフェスタと文化祭が重なった日でございますけれども、路上駐車における警察のパトロールや警察のパトカーからの違法駐車撤去の放送などがありまして、うまいもんフェスタに来られている方々では大きな事故はございませんでしたけれども、もしこれが大きな事故になって、人身事故などが起こって、その開催、イベント自体が大変な迷惑になったり、事故が起こってはいけませんので、やはり五條市の行政としても、そういう密な関係を持って送迎バスなどでスムーズなイベントの開催等行えるように今後しっかり努力していただきたいと思います。

以上で私の質問は終わらせていただきます。

○議長（益田吉博） 以上で、一番福塚 実議員の質問を終わります。

次に、十四番大谷龍雄議員の質問を許します。十四番大谷龍雄議員。

〔十四番 大谷龍雄質問席へ〕

○十四番（大谷龍雄） それでは議長の発言の許可をいただきましたので、通告に基づきまして、質問をさせていただきます。

まず一番、大塔町住民の冬期における交通安全対策についてでございます。

皆さん方も御存じのように、昨年九月の大災害によりまして数名の方が命を失われることを始め、多くの方々の財産の損失、その他多くの被害が発生したわけでありまして、また重要な道路の寸断、大きな山の崩落、地滑り等々、多大な被害があったわけでありまして、そ

のうちの一つに大塔町の惣谷・篠原へ行く県道二三五号線クマミ谷で、大きな山の崩落がありました。そして通行できなくなったわけでありますけれども、しかし御存じのように大塔町の篠原・惣谷地区は、冬場は大変な雪と凍結という困難性がありますので、クマミ谷の通行止めによって、高野辻へリポート回りをさせていただいておりましたけれども、冬場は大変危険だという篠原・惣谷の皆さん方の声がありました。昨年十二月の末頃でしたか、県土木は県道二三五号線のクマミ谷の崩落現場を通行できるように整備して通行許可を出されましたので、昨年十二月末から今年の一月、二月にかけては、篠原・惣谷の皆さん方は大きな雪、凍結が原因による事故もなしに仕事、生活を続けられてきました。しかしクマミ谷の通行許可は確か今年二月末でしたか、打ち切られまして、三月頃からまた通行禁止になったために、篠原・惣谷の皆さん方は三月初め頃から今日現在、あの遠回りの高野辻へリポート回りで仕事、生活を維持されているわけでありますけれども、いよいよまた篠原・惣谷の皆さん方は積雪、凍結という大変厳しい状況に迫られてきているわけであります。

そんな中で、篠原・惣谷の皆さん方から、今年の冬はクマミ谷を通行させてもらえないのかと、このままクマミ谷が通行止めで高野辻へリポート回りでは大雪、凍結の場合は多くの事故が出るのではないかとという声が聞こえておられた状況であるわけですが、そのままだけでも。

そんな中で、数日前に県土木から通達が、篠原・惣谷の皆さん方に渡されております。その通達の内容は、朝五時頃から出勤して積雪、融雪剤散布等々で皆さんが通れるように対応するという内容になっているのですけれども、そしたら夕方、晩は何時頃までその態勢を続けるのかということは書いてないらしいですね。しかし篠原・惣谷の皆さん方の仕事の状況をから言いますと、大体朝は六時三十分くらい、早い人で六時に家を出発されて、夜帰るのは、仕事帰りの用事が重なれば、やっぱり七時、八時になる方もおられるということですね。そういう仕事、生活の状況をやっぱり維持していただくためには、少しでも安全な交通体制を県土木と五條市の責任と判断で対策をとらなければならぬということになりますね。

しかし、先ほど申し上げました県の通達は、いわゆるクマミ谷は通行止めですよという条件で高野辻へリポートを回ってもらったら除雪、融雪剤散布をするということであるわけですね。しかしこれでも篠原・惣谷の皆さん方は雪が降って除雪しても融雪剤をまいても数時間後にはもう凍ってくるのだと、降った雪が積もるのだという厳しさを何十年という仕事と生活の体験の中で、体に染みてわかっているわけですね。だからそれでも通れる態勢が朝五時頃から晩の七時、八時頃まで本当にできるのかという、この心配を大きな声として挙げられております。

したがって、私は県、市の責任もあると思いますけれども、篠原・惣谷の皆さん方の意見も十分尊重しなければならぬのではないかと思います。したがって、私の提案を申し上げます。それは、県土木の言うように、高野辻へリポート回りの道路

も除雪、融雪剤散布の対策を朝五時から晩までしてもらおう、これもやってもらおう。同時にクマミ谷の県道も大きな雨、大きな雪は通行止めにして、それ以外は通ってもらおうという、この両面の通行態勢をとるべきだと思います。

その理由を申し上げます。

現在、毎日仕事で通勤されている労働者が大体篠原で約四人、惣谷でも四人、朝は早い人では六時、普通の人は六時半頃出発すると。同時に篠原・惣谷地区外の方の篠原・惣谷への乗り入れ、出入りですね、どうかと言いますと、郵便局の職員さんは毎日です。宅急便は大体二日に一回来ておられると、今県の施策で買物サービスがあります。買物をしてほしいということで、業者に注文したらその業者が買物に行つて届けてくれるというね、これが週二回されていることですね。だからこの間は郵便局の職員さんも冬場、あの高野辻ヘリポートを通らなければならぬなら、これは大変やな、なんぼいろんな対策をしてくれても、心配やなあということ、郵便局からも県土木にクマミ谷を通してもらえるように言わなあかなという声が挙がっているらしいですね。

こういう篠原・惣谷の皆さん方の仕事、生活を維持していただくためにも、篠原・惣谷に出入りされる業者の皆さん方の仕事を維持するためにも、私は先ほど申し上げましたように、いわゆる県土木の対策案はそのまま実行してもらって、クマミ谷も大雨、大雪以外は通行できるようにするという、この両方を大変危険な面はまだまだ残りますけれども、この決断でやらなければならぬと思います。

昨日の議員さんの質問の中で、大雨時はクマミ谷もまだ残っているのだという答弁がありましたけれども、しかし皆さん、この昨年の九月の台風十二号の大塔町の雨量は八月三十日から九月四日の総雨量は九八九ミリという一〇〇〇ミリ降っているのです。大塔町は。上北山では二二九三ミリ降っているのです。こんな一〇〇〇ミリ以上の雨はこの冬場の一、二月で降ったという過去の観測はないわけです。大雪はありますけれどもね。だから私は素人ですけども、過去の観測から、データからすれば、冬場の一、二月に大塔町に昨年九月に降った一〇〇〇ミリ近い雨量はまずないというふうに私は判断してもいいのではないかと。そしたら大雪ですね、しかし大雪といえども、大雪が三日間くらい続いても大塔町に昨年降った一〇〇〇ミリ近い水量になるのかというふうに考えますと、それはならないと思うのですね。だから、私は大雪とか大雨の場合は、県の責任と五條市の責任で通行止めにする、通行止めにするのはお金が要りませんわな。何もバリケードを県と五條市の責任で、ばあんと置いたらそれでいいわけです。ガードマンを雇う必要はないわけです。おらないよりもおつてもらった方がよろしいですよ。ガードマンはね。

だから、私はやっぱり大塔町の皆さん方の毎日の仕事、生活の維持、惣谷・篠原の皆さん方のこの県の対応案に対するそれでは不十分だと、

やはりクマミ谷も通れるようにしてほしいというこの声を尊重するという点から考えれば、何回も同じことを申し上げて悪いですけども、高野辻へリポートの除雪、融雪剤散布の対策は今県土木が示している案どおりやってもらうと、実行してもらうと、そしてクマミ谷も大雨、大雪のときは通行止めにして、それ以外は通行してもらおうと、これを県土木に強く要請すべきではないかと思えますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（益田吉博） 森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本敏弘） 十四番大谷議員の質問にお答え申し上げます。

県道篠原宇井線は、大塔町惣谷地内のクマミ谷において発生した地滑りと、その後の変動が収束していないことから、現在も通行止めとなっており、市民の皆様には大変不便な状況にあります。

奈良県五條土木事務所は、う回路として林道殿野篠原線などを設定していただいておりますが、このう回路は高野辻を越えることなどから、かなりの標高があり、冬の雪寒対策が必要となります。

五條土木事務所によりますと、う回路の冬の雪寒対策につきましては、毎朝午前五時頃からパトロールを開始し、夜が明け次第路面状況により除雪や路面凍結防止剤散布の作業を行うという回答を得ております。

また、降雪状況によっては一日に複数回作業を行うこともあります。夜間については作業が危険でもありますので、実施しないということがあります。

なお、冬期対応につきましては、先般十一月三十日付けで五條土木事務所から、住民に散らし配布などと周知を図ったと聞いております。

昨年の冬期は、当該箇所斜面監視員並びにガードマンを配置した上で、通行時間を設け、県道篠原宇井線を通行いたしておりましたので、本年も昨年と同様、通行できるように関係機関と協議してまいりたいと、このように考えております。

また、大塔町内の市道等の安全対策につきましても、以前から市職員及び地元自治会等で対応いたしており、既に凍結防止剤等の配布も済ませております。必要とあれば業者委託も含め、関係課と連携を密にしながら、万全な対策を講じてまいりたいと、このように考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（益田吉博） 十四番大谷龍雄議員。

市の最高の議決決定機関の本会議でクマミ谷も大雨、大雪以外は通すようにすべきだと言わせてもらっている以上は、私はもう腹を決めています。それ、もしクマミ谷通った人で事故が起こったら私にも責任が掛かってきますからね。言わせてもらう以上は私も腹を決めて言わせてもらっているのですよ。

それで、いわゆる危険な高野辻ヘリポート、今年になってどれだけ雪が降ったかということ言いますよ。十一月十五日、ちょっと用事で大塔の支所の皆さん方とともに篠原に行きました。十一月十五日だったのですよ。帰り高野辻ヘリポートで三センチから五センチの雪が積もっていたのですよ。私はトラックで後ろに重い荷物積んでいたから、滑りながらも上がったけれども、十一月十五日でもうそうなんですよ。北海道の札幌よりも一週間早かったのですよ。大塔の雪は。そして、十二月四日の衆議院選挙の公示日、このときも高野辻ヘリポートは薄く雪が積もったのですよ。だから、北海道よりも早いこと雪が降っているような所なんです。夜は業者でも作業ができない所なんですわ、これ。クマミ谷を通ってもらうのも危ないです。安全なことではないのです。しかし、高野辻ヘリポートの冬季のその危険度から言えば、まだクマミ谷の方が大雨、大雪のときは通行止めになるかもわかりませんが、通ってもらう方が、私は安全だというふうに判断しますね。先ほど申し上げましたように、過去の五十年、百年以前の観測データを見たら一月、二月で大雨降った観測データはないわけですからね。ひとつ腹を据えて県土木にクマミ谷も大雪、大雨以外は、夜は時間が制限あるかもしれませんが、通れるように強い要望をしたっていただきますように申し上げておきたいと思えます。

それでは、次の質問に入らせてもらいます。

ごみ処理事業の広域化について。その(一)分別収集について。(二)リサイクル施設の検討について。これはもう一、二に分かれていますけれども、一括して質問させていただきたいと思えます。

御存じのように、今年の七月三十日、五條市の臨時議会でやまと広域環境衛生事務組合に正式に加入するということ、議会の賛成多数で可決されました。そしてまた、十月四日のやまと広域環境衛生事務組合議会におきましては、五條市一億二千万円、田原本一億円の負担金が可決されました。そしてその十月四日のやまとの広域議会の本会議の後におきまして、この事業の全体的な建設経費の内訳の説明、また新施設の建設工事の事業工程表の説明があったわけでありまして、その大体ポイントだけを申し上げますと、建設経費としては、いわゆるリサイクル施設整備では御所市・五條だけで一億五千万、破碎処理施設整備では、御所市・田原本町・五條市、三自治体で六億三千万、熱回収施設整備につきましては、これは御所市・田原本町・五條市、三自治体で八十四億円、施設整備に関する計画支援に関する事業はこれも三

自治体で一億六千万円、合計九十三億四千万円が掛かるという説明がありました。

そして、この事業の工程としては、これもポイントだけを申し上げますと、現在の御所にあります既設焼却炉の解体につきましては、設計作成につきましては、平成二十四年の十月から二十五年度の三月にかけて行くと、そしてその御所の既設ごみ焼却場の解体工事は大体平成二十五年の六月頃から十一月頃にかけて行くと、その他いろいろありますけれども、そして新しい広域のごみ処理施設の建設は大体平成二十七年の一月から始まって平成二十九年の三月に完成するという、こういう事業の工程の説明を受けたわけでありまして、この中で、リサイクル施設は御所市と五條市だけで一億五千万円という説明があったわけですが、この説明の審議の中で、御所市の皆さん方から御所市も是非とも必要やということではないんだと、だから五條市も必要がなくなったらこの広域ごみ処理場の建設の中からリサイクル施設の建設はもうなくしてもいいんだという意見が出されたわけです。それが十月四日やまと広域環境衛生事務組合議会の本会議後の説明の中であったわけです。そして、その後十月二十四日の五條市臨時議会でも五條市の負担金一億二千万円が賛成多数で可決されました。これは、主に環境整備費という名目になると思います。

そして、この経過の中で五條市に求められているいろいろな点がありますけれども、大きく分けて二点あると思います。それはいわゆるやまと広域のごみ処理場は、建設費は均等割一〇パーセント、ごみ処理量割九〇パーセントということで進められますけれども、処理場完成後の管理運営費はごみ処理量割が一〇〇パーセントということになるわけですね。だからやっぱりごみを減らさなければごみ処理量割一〇〇パーセントの下では五條市の負担が増えてきますからごみを減らすと、不法投棄で減らすのはあきませんけれどもね。ごみを減らすということが求められると、迫られるということですね。同時に、その中でも、収集、回収したごみは、その中でも資源で使えるものは資源に分ける。再利用できるものは利用できるものとして分ける。そしてどうしても燃やさなければならぬものだけを燃やすという、このことが求められてくると思うのです。そして同時に、リサイクル施設は五條市さんがもう要らないなら御所・田原本は結果としてなくてもいい方向でいくんですよと言われているわけですから、五條市としてこれをどうするかということが、求められているわけですね。しかし私はこの五條市のごみを御所市・田原本町の分別の数、御所市は九分別、田原本は十一分別というようにしておられますけれども、こういう自治体のやり方も学べば、五條市のごみの分別はできるといふふうに思います。そして、分別がうまくいけば、御所市・田原本町のようにリサイクル施設をなくしてもいけるのではないかというふうに思います。

したがって、私はこの広域に加わった五條市の現時点においては、リサイクル施設をなくしてもいいようなごみの分別に、もうこのと

きに重点を置いてやるべきだと、そしてらごみを減らすことにもつながり、収集、回収したごみは再資源にもっと回していく。再利用のごみもはっきり分けていくという、そしてリサイクル施設も造らなくてもいいという、一石二鳥、三鳥の目標を今ここで持たなければならぬのではないかとというふうに思います。

したがって、具体的に質問を最後、申し上げます。

一つはごみを減らす対策、不法投棄以外のですよ。対策をもっと深く市民の皆さんの声も聴いて研究する。そして収集、回収したごみの中の資源にできるものはもっと分けてやる。しかしこれは、今五條市はこの間えらい問題を持ちながらやってきているのです。これは私の責任にもなりますけれども、重要な資源として使える紙、新聞紙、雑誌、段ボール、ぼろぎれ等々は五條市は回収していません。だから有料の袋に全部入れてもらって、燃やしているのですね。ただ、みどり園は持込みで新聞、雑誌、段ボールを持って来てくれる方もおりますけれども、これも今までは燃やしていたわけですね。だから、この八月からみどり園としてこういう紙類を持って来てくれたら無料で受けますという制度をスタートしてくれました。現在、八月実施から現在までどれくらい持って来てくれたかと言いますと、四一トン、そして一トン当たり今大体幾らで売れるかといったら二千元です。四一トンというのは大体八万円ですな。こういう状況ですけれどもね。もうやっぱり資源として使えることがわかっていて新聞紙、雑誌、段ボール等々は新年度予算からは無料にするという方向で予算編成をすべきではないかと。無料で回収したら、現在みどり園まで持ってきてくれる車のある人、態勢のある人は来てくれます。それが現在四一トンですね。しかしお年寄りの皆さん方、その他の方で車に乗れない、みどり園まで持っていけない方は今現在でも袋に入れて出してくれていますから、それを燃やしているわけですからね。だから無料で回収したらそういうみどり園まで運べない方の新聞、雑誌、段ボール等々も出してくれますから、もっと資源として回していけると、しかし無料で回収しますと、費用は掛かりますわな。委託業者の業務量も増えますからね。委託料もちょっと考えなければならぬということになりますね。しかし一トン二千元で現在では売れるわけですからね。その差引きはどうなるのかわかりませんが、例えば採算が合わなくてももうやっぱり現時点では、御所・田原本も無料でやっているらしいですからね。無料で回収すべきではないかというのが、質問の重要な一つです。

そして、もう一つは何遍も言うておりますように、分別を御所・田原本に倣って、また御所・田原本以上にもっと研究して広域のごみ処理に合わせた分別をやっていくという、これと。そして、リサイクル施設はもうなくしてもいいような分別にして、なくしてもいいようにやっていくという、これですね。主なポイントは。

そしたら、先ほど建設経費の説明のあった御所・五條市のリサイクル施設費として一億五千万円は必要がなくなるわけですね。これがごみ処理広域化の一員として加わった五條市の市民の皆さん方の声を大事に聴くと同時に市民の皆さん方へのごみの処理の御要望にお応えすると同時に、やはりごみを減らし、そして資源、利用できるものは利用していく、そしてやまと広域での五條市の負担金も減らしていくという、一石二鳥、三鳥の効果の上がるやり方を今この時点で五條市は目標として持つと、これが大事ではないかと思えますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（益田吉博） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 十四番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

ごみ処理広域化に伴うごみの分別方法につきましては、現時点では大きな変更の予定はございませんが、やまと広域環境衛生事務組合加入による五條市の負担金及び焼却施設の建設費の分担金についてはごみ量に応じて案分されることとなっております。

五條市の負担額軽減のためにも、燃えるごみから古紙、使用済み天ぷら油、生ごみ、刈り草、そしてせん定枝などを分別することにより燃えるごみの減量化を進めております。

古紙等につきましては、現在地区自治連合会の方で集団資源回収で取り組んでいただいておりますが、今年八月よりみどり園への持込みを無料化し、古紙の再資源化を始めました。五條市内では新聞・散らしだけでも推計で年間一、五〇〇トンの古紙が発生しております。この半分でも回収できれば非常に大きな減量効果があると考えております。

使用済み天ぷら油につきましても、みどり園への持込みを受け付け、集まった油はバイオディーゼル燃料の原料として精製メーカーに引き渡しております。昨年度は四、〇〇〇リットルの回収実績がございました。

生ごみにつきましては、生ごみ堆肥化講習会の実施やみどり園での堆肥化実験を行っており、生ごみ減量化を推進すべく準備をしております。

また、公園管理や道路維持によりみどり園に持ち込まれる刈り草、せん定枝は年間約五〇〇トンにもなります。これについて、堆肥化し、有効利用できるよう実証試験を現在実施しておるところでございます。

また、ペットボトル、プラスチック容器等これまでどおりの分別についても、分別を徹底していただくよう広報等をお願いをしたいと思います。

このように、分別方法の大きな変更は現在のところ予定しておりませんが、混ぜればごみ、分ければ資源と言われるように、分別を徹底していただき、資源の有効利用とごみの減量化に一層御協力いただきたいと考えております。

また、リサイクル施設の検討につきましては、ごみ処理広域化に伴い、やまと広域環境衛生事務組合において御所市と共同で設置し、処理を行うこととなっております。しかし協議の結果、御所市は本市との共同処理施設の建設を辞退し、現在委託している中間処理業者への委託を継続することを決めました。したがって、今後は本市単独でリサイクル類のごみの処理について検討することとなります。

本市として、今後のリサイクル類のごみ処理をどのように行うか、大きく分けて三つの選択が考えられると思います。一つ目は単独でも当初の計画どおり、やまと広域環境衛生事務組合の施設内に処理施設を建設する。二つ目は地元の方々の理解を得て、現在のみどり園リサイクルプラザを活用する。三つ目は中間処理業者に委託を行う。以上のような選択肢の中から地元地区、また市議会の御意見を伺いながら、早急に方針を決定する必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（益田吉博）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）いろいろ努力していただいているその全体が答弁されて、私の質問の方が幅が狭かったと思えますけれども、ひとつ頑張っていたください。ただ、やはり答弁の中にもありましたように、重点は整理しなければならぬと思います。だから御所九分別、田原本十一分別、この分別の種類で御所も田原本もリサイクルごみは中間業者に任せてもいいような状態に分別されているということですからね。だから五條も市民の皆さん方の意見と御協力をいただいたら、御所・田原本以上の効果的な分別もできますから、それをやれば一つ一つの課題がみんな解決するのです。リサイクル施設も、今三通りあると言われましたけれども、最後の業者に任せるようなところまでいけると、ひよっとしたら中間業者に任さなくてもいいようなところまで分別できるかもわかりませんよ。

そして、もう一つは、やっぱりこの重要な資源となっている新聞、雑誌、段ボール等々を本当に市民の皆さん方が出される資源として回収させてもらおうと思えば、無料の収集、回収体制、ちよっとお金が掛かっても一トン二千円で売れるわけですから、差引きプラスになるのかマイナスになるのか知りませんが、やっぱりマイナスになってもこれは実行すべきではないですかね。そのことを強く申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

御苦労さんでございました。

○議長（益田吉博）以上で、十四番大谷龍雄議員の質問を終わります。

一般質問が終わりました。

トイレ休憩のため、十分間休憩いたします。

午前十一時十五分休憩に入る

午前十一時二十五分再開

○議長（益田吉博）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（益田吉博）日程第二、報第十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）報第十三号 専決処分の報告、承認を求めることについて（平成二十四年度五條市一般会計補正予算（第四号））。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。竹田総務部長。

〔総務部長 竹田和彦登壇〕

○総務部長（竹田和彦）ただいま上程いただきました報第十三号、専決処分の報告、承認を求めることについて（平成二十四年度五條市一般会計補正予算（第四号））につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本補正予算案は、先の衆議院解散を受け、第四十六回衆議院議員総選挙の執行日程が決定したことによるものでございまして、候補者用ポスター掲示板の作製及び選挙人名簿の調製等に係る予算の執行について特に緊急を要したため、地方自治法第七十九条第一項の規定により、解散の日と同日付けをもって専決処分としたため、同条第三項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十四年度五條市一般会計補正予算書（第四号）の一ページより御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正予算は、一般会計の歳入歳出にそれぞれ三千二百四十八千円を追加するものでございまして、これに伴う予算総額は、歳

入歳出ともに百七十六億五千五百九十五万円となるところでございます。

それでは、歳出の項目につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、五ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、補正の額及び目的でございますが、二款総務費、四項選挙費、二目衆議院議員総選挙費といたしまして、一節報酬三百七十万二千元を始め、合計で三千二百四十八千円を計上いたしております。

これは、投・開票に係る管理者及び立会人の報酬を始め、選挙事務に従事いたします職員手当並びに候補者用ポスター掲示板の作製、取付け、撤去に係る委託料等でございます。

続きまして、歳入につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、三ページの一、総括（歳入）を御覧いただきたいと存じます。

歳入予算におきましては、十五款県支出金において、三千二百四十八千円を追加いたしまして、歳出との均衡を図った次第でございます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（益田吉博）次に日程第三、議第五十九号及び議第六十号の二議案を一括して議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第五十九号、五條市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。
議第六十号、五條市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。櫻井あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 櫻井敬三登壇〕

○あんしん福祉部長（櫻井敬三）ただいま上程いただきました議第五十九号、五條市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定及び議第六十号、五條市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の別冊議第五十九号、五條市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを御覧いただきたいと存じます。

先に、指定地域密着型サービスについて御説明をいたします。

当サービスは介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らせるよう平成十八年度に創設されたもので、第二章から第九章までの八種類のサービスがあり、市長が事業者の指定を行うとともに、サービスの利用も原則、市民に限られるものであります。

この条例の制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い、従来は厚生労働省令で定めていた指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を条例で規定する必要が生じたため、本条例を制定するものであります。

本条例は、第一章から第九章まで、第一条から第二百二条までの本則と、第一条から第七条までの附則で構成されております。
主な内容につきましては、章の概略のみ御説明を申し上げます。

第一章は、総則となっており、基準を条例で定めること、用語の定義及び事業の一般原則などを定めております。

第二章は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、第三章は、夜間対応型訪問介護について、第四章は、認知症対応型通所介護について、第五章は、小規模多機能型居宅介護について、第六章は、認知症対応型共同生活介護について、第七章は、地域密着型特定施設入居者生活介護について、第八章は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について、第九章は、複合型サービスについて、それぞれの基本方針や人員・設備・運営に関する基準について定めております。

なお、附則で施行期日及び経過措置について定めており、施行期日は平成二十五年四月一日から施行となっております。

次に、議第六十号、五條市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊議第六十号、五條市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを御覧いただきたいと存じます。

指定地域密着型介護予防サービスにつきましては、第二章から第四章までの三種類のサービスがあります。

この条例の制定につきましても、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い、従来は厚生労働省令で定めていた指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を条例で規定する必要が生じたため、本条例を制定するものであります。

本条例は、第一章から第四章まで、第一条から第九十条までの本則と、第一条から第四条までの附則で構成をしております。

主な内容につきましては、章の概略のみ御説明を申し上げます。

第一章は、総則となっており、基準を条例で定めること、用語の定義及び事業の一般原則などを定めております。

第二章は、介護予防認知症対応型通所介護について、第三章は、介護予防小規模多機能型居宅介護について、第四章は、介護予防認知症対応型共同生活介護について、それぞれの基本方針や人員・設備・運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めております。

なお、附則で、施行期日及び経過措置について定めており、施行期日は、平成二十五年四月一日から施行となっております。

以上で議第五十九号及び議第六十号の二議案につきまして、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本二議案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第四、議第六十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第六十一号、五條市コミュニティバス運行事業に関する条例の全部改正について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。樫内市長公室長。

〔市長公室長 樫内成吉登壇〕

○市長公室長（樫内成吉）ただいま上程されました議第六十一号、五條市コミュニティバス運行事業に関する条例の全部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書五ページを御覧願います。

この条例の改正理由につきましては、地域公共交通施策の見直しにより、所要の改正が必要となったため、本条例を全部改正するものであります。

恐れ入りますが、お手元の議案書六ページから九ページを御覧願います。

まず、題名を「五條市地域公共交通事業に関する条例」に改め、第一条ではこの条例の趣旨を定め、定時定路線型コミュニティバス、デマンド型コミュニティバス及びデマンド型乗合タクシーの運行事業を行うこととしております。

第二条では、用語の定義について定め、またバス等の運行方法、運行経路、運行回数、運行時間等については、規則で定めることとしてお

ります。

第三条では、管理運営等について定め、第四条から第六条につきましては、使用料及びその徴収方法並びにその使用料は原則返還しないことについて、それぞれ定めております。

次に、第七条では、利用者の責務を、第八条では、使用の禁止について、また第九条では、損害賠償の義務について定めております。第十条では、この条例の施行に關し必要な事項は規則で定めることとしております。

なお、附則につきましては、第一項で、この条例は平成二十五年四月一日から施行するものとし、第二項では、経過措置として、この条例の施行の際、現に発行された回数乗車券は、改正後の規定に基づき発行されたものとみなすこととしております。

以上で議第六十一号の提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第五、議第六十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第六十二号、五條市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例等の一部改正について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。櫻井あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 櫻井敬三登壇〕

○あんしん福祉部長（櫻井敬三）ただいま上程いただきました議第六十二号、五條市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例等の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十ページを御覧いただきたいと存じます。

本条例の改正内容については、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行による障害者自立支援法等の一部改正に伴い、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と題名が改正されました。併せて「障害程度区分」が「障害支援区分」に改正されました。それに伴い関係条例に所要の改正をする必要が生じたため、本条例の一部を改正するものであります。

議案書の十一ページ及び十二ページを御覧いただきたいと存じます。

改正内容につきましては、第一条、五條市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正につきましては、題名を「五條市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例」から「五條市障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例」に改め、第一条中の「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、「五條市障害程度区分認定審査会」を「五條市障害支援区分認定審査会」と改めるものであります。

第二条、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正につきましては、第十条の二第二号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものであります。

第三条、特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、別表第四十二項中「障害程度区分認定審査会委員」を「障害支援区分認定審査会委員」に改めるものであります。

第四条、五條市保健福祉センター条例の一部改正及び第五条、五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、関係条項の「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものであります。

附則につきましては、この条例は、平成二十五年四月一日から施行するものとなっております。ただし、第一条中、五條市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の題名の改正規定及び同条例第一条の改正規定の、五條市障害程度区分認定審査会を五條市障害支援区分認定審査会に改める部分に限る、及び第三条の改正規定は、平成二十六年四月一日から施行するというものであります。

以上で議第六十二号の提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第六、議第六十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第六十三号、五條市暴力団排除条例の一部改正について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。竹田総務部長。

〔総務部長 竹田和彦登壇〕

○総務部長（竹田和彦）ただいま上程いただきました議第六十三号、五條市暴力団排除条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十三ページを御覧いただきたいと存じます。

改正理由につきましては、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の一部を改正する法律（平成三年法律第七十七号）が平成二十四年八月一日に公布されたことに伴いまして、市条例の一部を改正するものでございます。

十四ページを御覧いただきたいと存じます。

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」におきまして、第三十二条の二第一項に定められております「都道府県暴力追放運動推進センター」につきまして、条文が条ずれとなったことに伴いまして、市条例における第二条第六号中「法第三十二条の二第一項」を「法

第三十二条の三第一項」に改めるものでございます。

附則につきましては、本条例は公布の日から施行することを定めたものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第七、議第六十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第六十四号、五條市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例の一部改正について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。辻産業環境部長。

〔産業環境部長 辻 信彦登壇〕

○産業環境部長（辻 信彦）ただいま上程いただきました議第六十四号、五條市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書十五ページ、十六ページを御覧ください。

本議案につきましては、企業が数ある候補地の中から進出を決定する際に、他の地方公共団体と比較して優位性を持たせることによりまして、企業誘致を促進し、地域経済の活性化と雇用機会の拡大につながるために本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、議案書十六ページを御覧ください。

まず、本条例の用語を定義しております第二条中、第八号の「投下固定資産総額」の定義において、「新事業所の用に供するために取得した償却資産」のうち「ために取得した」を削除いたします。

次に、企業立地促進奨励金の交付を受けるための要件を備えて、あらかじめ市長の指定を受けることを規定している第六条第一項に、第四号として、「市長が前二号に準ずる場合であつて市の産業振興上特に必要と認めるときは、告示によるものとする。」を加えることとしております。

これは、設置者の指定の要件を判断する際に、投下固定資産総額は条例の規定以上ですが、新規雇用者の数において本市に住所を有する者の就職希望者数そのものが規定数を下回った場合など、企業側の責めに帰すと言いつても難しい場合を想定しております。

なお、附則につきましては、雇用促進奨励金の交付について定めた第五条第一項の新規雇用者の数の考え方には適用しないこととし、公布の日から施行すると定めております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第八、議第六十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第六十五号、五條市下水道条例の一部改正について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。森本都市整備部長。

〔都市整備部長 森本敏弘登壇〕

○都市整備部長（森本敏弘）ただいま上程いただきました議第六十五号、五條市下水道条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書十七ページを御覧いただきたいと存じます。

本議案につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成二十四年四月一日に施行されたことに伴い、下水道法が一部改正され、これまで国が政令で一律に定めていた公共下水道の構造の技術上の基準等を条例で定めることとされたため、本条例の一部を改正するものであります。

また、これとは別に、下水道法施行令の一部を改正する政令が平成二十四年五月二十五日に施行され、下水道法施行令の一部が改正されたため、本条例の一部を改正するものであります。

議案書の十八ページを御覧願います。

今回、改正をいたします三点について御説明を申し上げます。

第一点目は下水道法の改正に伴い、五條市下水道条例第一章、総則の次に、第一章の二として、公共下水道の構造等の章を加えるものであります。

また、第二条の次に、第二条の二として、公共下水道の構造の技術上の基準に関する規定を加え、内容については、本条例施行規則に定めるものであります。

第二点目は、下水道法施行令の改正に伴い、第十三条第一号の規定を議案書のとおり改めるものであります。

第三点目は、下水道法の改正に伴い、第三十八条の次に、第三十八条の二として、都市下水路の維持管理の技術上の基準に関する規定を加え、内容については、本条例施行規則に定めるものであります。

また、改正点の第一点目及び第三点目で、本条例施行規則において定めるといたしました公共下水道の構造の技術上の基準及び都市下水路の維持管理の技術上の基準の内容について御説明を申し上げます。

公共下水道の構造の技術上の基準につきましては、排水施設の構造の基準といたしまして、以下の規定があります。

堅固で耐久力のある構造であること。コンクリート等の耐水性のある材料で造ること。屋外においては、下水の飛散を防ぎ、また人が立ち入らないような措置を講ずること。腐食の恐れがある場所は、腐食を防止する措置を講ずること。地震によって支障が生じないように措置を講ずること。排水管の内径等は、下水を支障なく流せる大きさであること。下水の勢いで損傷が生じる恐れのある場所は、勢いを緩和する措置を講ずること。気圧が急激に変動する場所は、変動を緩和する措置を講ずること。流路の方向、または勾配が変化する箇所、その他管きよの清掃上必要な箇所にはマンホールを設けること。密閉することができる蓋の付いたマンホールを設けることとする。

以上の規定を本条例施行規則の中に定めるものであります。

次に、都市下水道の維持管理の技術上の基準については、都市下水道においては、しゅんせつを一年に一回以上行うこととする規定を本条例施行規則の中に定めるものであります。

さらに、改正点の第二点目について、御説明を申し上げます。

下水道法施行令の一部改正により、下水の排除の制限に係る水質基準が一つ追加されたことに合わせて、本条例内で当規定が準用されております第十三条第一号を改正するものであります。

なお、附則において、この条例は平成二十五年四月一日から施行することとしております。

以上で議第六十五号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よつて本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博） 昼食のため、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時零分休憩に入る

午後一時三十分再開

○議長（益田吉博） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（益田吉博） 日程第九、議第六十六号から議第七十五号までの十議案を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 議第六十六号、市道路線の変更について。

議第六十七号、市道路線の変更について。

議第六十八号、市道路線の変更について。

議第六十九号、市道路線の変更について。

議第七十号、市道路線の変更について。

議第七十一号、市道路線の変更について。

議第七十二号、市道路線の変更について。

議第七十三号、市道路線の変更について。

議第七十四号、市道路線の変更について。

議第七十五号、市道路線の変更について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。森本都市整備部長。

〔都市整備部長 森本敏弘登壇〕

○都市整備部長（森本敏弘）ただいま上程いただきました議第六十六号から議第七十五号の市道路線の変更につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の二十ページから二十一ページ及び別添の地図を御覧いただきたいと存じます。

議第六十六号、市道大沢五号線並びに議第六十七号、市道大沢八号線の市道路線の変更であります。

この二路線につきましては道路改良工事により道路の機能及び形状が変更され、周辺道路との整合性を図るため、市道大沢五号線並びに市道大沢八号線の起点の変更をお願いするものであります。

概要といたしましては、議第六十六号、市道大沢五号線は、起点を大沢町一八六番地先から大沢町一一七番地先に変更するものであり、延長は四一九・八メートルから五四六・四メートルとなり、一二六・六メートルの延伸となります。

議第六十七号、市道大沢八号線につきましては、起点を大沢町二八番地先から大沢町一一七番地先に変更するものであり、延長は六三一・七メートルから四六五・八メートルとなり一六五・九メートルの短縮となります。

以上で、議第六十六号並びに議第六十七号の市道路線の変更につきまして説明を終わらせていただきます。
続きまして、議第六十八号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の二十二ページ及び別添の地図を御覧いただきたいと存じます。

議第六十八号、市道百谷市塚線の市道路線の変更であります。

この路線につきましては、市道湯川大淀線の改良工事に伴います、市道百谷市塚線の機能を回復するものであります。

概要といたしましては、議第六十八号、市道百谷市塚線は、終点を西吉野町百谷字カジヤ三三九番地先から西吉野町百谷二九三の一番地先に変更するものであり、延長は四四二・七メートルから四五六・六メートルとなり、一三・九メートルの延伸となります。

引き続きまして、議第六十九号から議第七十五号の七議案につきまして、関連がございますので一括して提案理由の御説明を申し上げます。
恐れ入りますが、議案書の二十三ページから二十九ページ及び別添の地図を御覧いただきたいと存じます。

議第六十九号、市道長野線、議第七十号、市道西峯大蔵峯線、議第七十一号、市道靈安寺二五号線、議七十二号、市道靈安寺一六号線、議第七十三号、市道上神野樫辻線、議第七十四号、市道北曾木大深線並びに議第七十五号、市道阪合部新田一五号線の市道路線の変更であります。

この七路線につきましては、平成十七年の合併以前、五條市及び西吉野村におきまして、地域の状況や利便性などを勘案して、道路法第八条三項に基づき行政区を越えて市道及び村道を認定していたところであり、

平成二十三年度におきまして実施いたしました市道台帳デジタル化の作業におきまして、これまで旧行政区の範囲で図化されておりました道路台帳を統合することにより明らかとなりました重複認定箇所を解消するものであります。

概要といたしましては、議第六十九号、市道長野線につきましては、市道島野一〇一七番地先から島野町一〇一七番地先に変更するものであり、延長は二、〇三五・二メートルから一、九四三・九メートルとなり、九一・三メートルの短縮となります。

次に議第七十号、市道西峯大蔵峯線につきましては、市道野原四号線との重複を解消するもので、起点を西吉野町湯川字ホロキヤ一一九一番地先から野原町一一四番地先に変更するものであり、延長は一、九六二・四メートルから一、七七二・一メートルとなり、一九〇・三メートルの短縮となります。

次に議第七十一号、市道靈安寺二五号線につきましては、市道下山良峰線との重複を解消するもので、終点を靈安寺町一三〇六番地先から西吉野町湯塩一一六五の二五番地先に変更するものであり、延長は二、三〇九・四メートルから一、七六六・〇メートルとなり、五四三・四メートルの短縮となります。

次に議七十二号、市道靈安寺一六号線につきましては、市道滝生子線との重複を解消するもので、終点を、靈安寺町一一三四番地先から西吉野町滝二二六の一番地先に変更するものであり、延長は三、〇九八・六メートルから二、九九〇・三メートルとなり、一〇八・三メートルの短縮となります。

次に議第七十三号、市道上神野樫辻線につきましては、市道樫辻一号線との重複を解消するもので、終点を西吉野町神野字中垣内ノ下三四八番地先から西吉野町神野三七五番地先に変更するものであり、延長は一、九三三・〇メートルから一、三六五・五メートルとなり、五六七・五メートルの短縮となります。

次に議第七十四号、市道北曾木大深線につきましては、市道樫辻一四号線との重複を解消するもので、終点を西吉野町北曾木字札の辻七五三番地先から阪合部新田町三六三の四番地先に変更するものであり、延長は一、三〇四・一メートルから一、二九六・七メートルとなり、七・四メートルの短縮となります。

次に議第七十五号、市道阪合部新田一五号線につきましては、市道大日川北曾木線との重複を解消するもので、終点を阪合部新田町三四四の四番地先から西吉野町大日川一一二番地先に変更するものであり、延長は二、九二六・四メートルから二、八七三・〇メートルとなり、五三・四メートルの短縮となります。

以上で議第六十九号から議第七十五号の市道路線の変更につきまして説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

本十議案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第十、議第七十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第七十六号、五條市立中央公民館に係る指定管理者の指定について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。町口教育部長。

〔教育部長 町口正治登壇〕

○教育部長（町口正治）ただいま上程いただきました議第七十六号、五條市立中央公民館に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三十ページを御覧願います。

本議案は、去る十月二十三日に開催されました、五條市指定管理者選定委員会において選定されました五條市立中央公民館に係る指定管理者の候補者を指定するため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称及び位置についてであります。

名称は「五條市立中央公民館」、位置は「五條市本町三丁目一番十三号」でございます。

次に、二の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所でございますが、名称は「アスカ美装株式会社」、代表者は「代表取締役 森脇信之」、住所は「奈良県橿原市醍醐町二九六番地の一」でございます。

最後に、三の指定の期間ですが、「平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」の三箇年でございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十五番」の声あり）十五番田原清孝議員。

○十五番（田原清孝）前回もアスカ美装さんがしていますね。そして今回ということ。そうしましたら、ほかには応募者はなかったのですか。

○議長（益田吉博）町口教育部長。

○教育部長（町口正治）ただいまの田原議員の御質問にお答えを申し上げます。

二者ございました。選定委員会で選定した結果、アスカ美装と決まりました。

以上でございます。（「十五番」の声あり）

○議長（益田吉博）十五番田原清孝議員。

○十五番（田原清孝）昨日一般質問の中で、新しく来た人には十五点上乗せするということでして、それでもまだ届かないものですか。

○議長（益田吉博）町口教育部長。

○教育部長（町口正治）ただいまの御質問にお答えを申し上げます。

点数が到達することができませんでした。七十点を下回っておりまして、七十点以上の場合に十五点が加点されるということでございますので。

以上でございます。（「十五番」の声あり）

○議長（益田吉博）十五番田原清孝議員。

○十五番（田原清孝）まだ次のところが出ていないのですが、なぜそういう七十点超えたら十五点を新しい人にはやるけれども、前回している人にはやらないという、こういう規則はどこで誰が決めるのか。どんな理由で決めるのか……。

○議長（益田吉博）樫内市長公室長。

○市長公室長（樫内成吉）十五番田原議員さんの御質問にお答えいたします。

決定いたしますのは、五條市の行政改革推進本部で決定させていただきましたけれども、七十点という基準につきましては、その施設の管理、特に民間事業者のノウハウ等、また公共サービスの水準を全体的に考えた中で、七十点を超えなければ基本的にはそのサービスには届かないであろうというところを先進地等も考慮しながら、七十点というところを基準にさせていただきました。

点数的にも五十点、六十点台であれば、申し訳ないですけれども、十五点を加算させていただかないというところで、推進本部の中で決定をさせていただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（益田吉博）田原議員、もうよろしいか。四番堀川浩美議員。

○四番（堀川浩美）今までも市立中央公民館の指定管理者の窓口の態度が非常に悪くて、利用者からすごく苦情が来ているのですけれども……。やっぱり公民館というのは、もっと文化に詳しい、文化に理解のある人、できれば指定にしないで、市から直接やった方が私はいいと思いません。

是非ともお願いします。

○議長（益田吉博）町口教育部長。

○教育部長（町口正治）ただいまの堀川議員の御指摘でございますが、中央公民館におきましては、毎年八月から九月に利用者のアンケートも取っております、そういう中で、いろんな好評、御批判の声もまとめさせていただいております、また反省もし、これからもまた頑張っていくという話もございます。

当然、今御指摘いただいた点につきましても、指定管理者、今任せておりますけれども、行政側といたしましても、指導してまいりたい、かように考えておる所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（益田吉博）四番堀川浩美議員。

○四番（堀川浩美）採用するに当たって、是非とも反省していただいて、次の指定管理者になっていただきたいと思えます。是非ともお願いします。

○議長（益田吉博）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第十一、議第七十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第七十七号、五條市立図書館に係る指定管理者の指定について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。町口教育部長。

〔教育部長 町口正治登壇〕

○教育部長（町口正治）ただいま上程いただきました議第七十七号、五條市立図書館に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案書の三十一ページを御覧願います。

本議案は、去る十月二十三日に開催されました、五條市指定管理者選定委員会において選定されました五條市立図書館に係る指定管理者の候補者を指定管理者として指定するため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称及び位置についてでございます。

名称は「五條市立図書館」、位置は「五條市本町一丁目一番五号」でございます。

次に、二の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所でございますが、名称は「図書館流通センター関西」、代表者は「代表取締役 谷一文子」、住所は「東京都文京区大塚三丁目四番七号」でございます。

最後に、三の指定の期間ですが、「平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」の三箇年でございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「七番」の声あり）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）この間の一般質問でも質問いたしましたけれども、今度、指定管理者候補者となる団体と現指定管理者、点数に差がありますね。その点数の差、わずか十五点を差っ引きしましたら、二点なんですけれども、この差はどこからつきましたか。どのようなところで二点の差がついたのか、お答えください。

○議長（益田吉博）町口教育部長。

○教育部長（町口正治）ただいまの藤富議員の御質問でございますが、非常に点数が接近しております、何がという、本当に近い点数で、新規加入の十五点という点数が分岐したということでございますので、三者共に、私どもがそばから拝見しておりましたら本当にどの会社に任せても大丈夫だなというふうには、私自身は、まあ自分の感想を述べることははばかられるかもしれませんが、そういうふうに感じておりました。ですから、今御質問のありましたように、こういう点が上回っているかということにつきましては、本当に私どもも判断しかねるような部分がございます。

以上、答弁にならないかもしれませんが、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（益田吉博）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）答弁になりませんね。（笑声）

選定委員会の結果は部長、持っておられないのですか。結果が出てきますよね、全部。わずかな差は二点ということで、私今言わせていただきました。わずかな差はわかっております。その二点の差はどういう理由なのかということ、今質問させていただいているわけで、……理解していただけましたか。

○議長（益田吉博）町口教育部長。

○教育部長（町口正治）申し訳ございません。

いわゆる具体的に申し上げますと、例えば審査基準の中で、一つは図書館の運営が市民の平等な利用を確保するものであるという、こういうところがございしますが、これが若干決まったところよりも、今までのところの方が上だったかなと、それも紙一重でございました。そして

図書館の効用を最大限に發揮するとともに、その管理経費の縮減が図られるものであることという、この点も若干以前からあったところの方が上だったと思うのですが、図書館の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有している。この点が非常にこの会社におきましては、優秀であったと、このように評価をいただいております。

以上でございます。（「七番」の声あり）

○議長（益田吉博）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）今説明していただきました平等な利用を確保するというところで差があったということですが、それでは、先ほどの中央公民館、これはアンケートを取っておられるのですね。利用者に対して。この図書館に対してもアンケートを取っていますか。

そのアンケートの中から何か苦情が出てきましたか。お答えください。

○議長（益田吉博）町口教育部長。

○教育部長（町口正治）図書館の利用者のアンケートの実施報告という件で、うちの方も預かっております。

まず「図書館のスタッフの対応はいかがでしたか。」ということですが、大変満足、満足、どちらでもない、不満、大変不満という、こういう回答がございまして、「大変満足」が全部で回答数が二百六十八人いるのですが、二百六十八人中で「大変満足」が百二十八人いらっしゃいます。そして「満足」が百十八人、「どちらでもない」が二十人、そして「不満」が二人、「大変不満」がゼロでございました。「大変満足」は四六パーセント、「満足」が四二パーセント、「どちらでもない」が七パーセント、「不満」が〇・七パーセントでござい
ます。

この「図書館の利用のしやすさはいかがでしたか。」というところで、「大変満足」、「満足」という答えがございまして、そして「どちらでもない」、これで図書館の利用のしやすさでは二八パーセント、八十人の方が「大変満足」、そして「満足」が四四パーセント、百二十四人、「どちらでもない」が一四パーセント、四十人、「不満」が四パーセントで十三人、「大変不満」が一パーセントで四人でござい
ます。そして「本を探したり、調べものをされるときはどのようににされていますか。」という、こういう質問もございました。その中で、調べ物の利用につきましては、「大変満足」が二四パーセント、六十七人の方が、そして「満足」が三八パーセント、百八人、「どちらでもない」が二三パーセント、六十五人、「不満」が一パーセントで五人、「大変不満」が〇・三パーセントでお一人いらっしゃいました。

そして図書館についての御要望、いろんな後は箇条書き等で御意見をいただいておりますが、たくさん御意見をいただいておりますので、

ここで披露するのも何かと思えますけれども。一応アンケートの回答集計の主だったものを申し上げました。

以上でございます。（「七番」の声あり）

○議長（益田吉博）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）今、アンケートの結果を聞かせていただきましたら、大変満足、それと満足、それと不満、かなり不満、これを比べましたらほとんどの方が大変満足、もしくは満足というところの中で、満足しておられるのではないですか。それは今の管理者ですね。かなりの方が現指定管理者に対して満足されている、で、このところの点数が低かったということですね。でも新しい候補者になられる方はまだ管理者になっていませんので、満足してもらえないかとはわからないわけですね。ここで点数の差がつくというのは、大変おかしいなど、このことに関してはこのの方が点数が高いのじゃないですか。現実にこういうアンケートも出ているのですからね。

それともう一つ、図書館の管理経費を縮減するというところでも差がついたということでもございましたけれども、申請金額は確か三百万円低かったですね、今の管理者の方が。新しい管理者、つまり候補者の方が三百万円高いわけです。高いのに指定管理者になっていますから、ここにも差があった。差があったということは、今の指定管理者の方がよろしくないということ、差があったということですから、部長、説明していただけますか。ちよつと理解できません。

○議長（益田吉博）町口教育部長。

○教育部長（町口正治）私の表現が間違ったのかもしれませんが、新しいところの上回ったところは、図書館の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているところ、このところが一番高かったと、そして図書館の運営が市民の平等な利用を確保するものであることにつきましても、紙一重の差で、現在のところが上回ったということでございます。そういうふうに申し上げたつもりだったのですが……。

そして、図書館の効用を最大限に發揮するとともに、その管理経費の縮減が図られるものであるという、これは各者の表現なのですが、ここにおきましても現行が上回っているということでございます。

この三つの大きな点から申し上げましたが、今申し上げましたように、物的能力及び人的能力を有していることが新規の方が上回ったという、こういう内容でございます。（「七番」の声あり）

○議長（益田吉博）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）この結果は十五点を差つ引きますと、現在の指定管理者の方の点が高いわけですよ。七十七点でしたかね、差つ引きま

したら。二点高いわけですよ。候補者よりか。このことから、今の管理者に、別に管理者が一番点数がいいということですから、十五点さえ足さなければ、ここが一番となっていたわけです。それと物的能力、人的能力を有しているということですから、アンケートの結果を聞かせていただきましたも、それから申請金額を見させていたとしても、なんといつて劣っているところなんか……、ちゃんと見せていただかないとわかりませんけれども、ちよつと聞かせていただいただけだったらそういうところが見当たりません。総合的に点数が高かった、そして指定管理料も低かった、にもかかわらず第一候補者ではなくて第三順位者になっているということに、ちよつと私は納得がいかないのですけれども、十五点を新しい方に七十点以上であれば加算するというのは、いいかどうかわかりませんが、結果的にこんな結果が出ているのですから、これはやっぱりもう一度考え直すことも必要なんじゃないかなということ、提起しておきます。

終わります。（「十五番」の声あり）

○議長（益田吉博）十五番田原清孝議員。

○十五番（田原清孝）わし総務文教に入っていないので……。

ちよつと聞かせていただいたら、今やっておられる指定管理者の働いておる方々で障害者の人が働いておるということを聞きましたのですけれども、そして五條の方ばかりということ、そういうところでひよつとしたら手落ちがあつたのかもわからんけど、今度新しく受けられる方がやっぱり五條の人を使つてもらうということ、せつかく五條の方ばかり、ほとんどがしておるということですから、それを点数だけで割り切るといのは、これはいかなんかな。やっぱり雇用ということに対しては一番やかましく言うておるのに、また障害者の人が働く場所というのは、そうざらにはないからね。そういう方々が働いておるところを、そりゃあ先ほど言うた七十点以上なかったらあかんのでという意味はわかりますんやで、ほんだら六十九点があかんのかよということになりますね。まして七十七点もあつて、そして五條市の人で、五條市の方が、まして障害者の方が働いておるのに、それを切るといことは、私は非常になんていうか無責任な言いなのか、乱雑な言うていいのか、もつともつとそのことを考えて、ただ点数だけで追い回すというのではなしに、やっぱり地理的なことも考えてわしはやっていただきたいなど、あと総務文教でどういう判断が出るかわかりませんが、そういう私の気持ちです。終わり。

○議長（益田吉博）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第十二、議第七十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第七十八号、五條市賀名生の里歴史民俗資料館に係る指定管理者の指定について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。町口教育部長。

〔教育部長 町口正治登壇〕

○教育部長（町口正治）ただいま上程いただきました議第七十八号、五條市賀名生の里歴史民俗資料館に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書三十二ページを御覧願います。

本議案は、去る十月十七日に開催されました、五條市指定管理者選定委員会において選定されました五條市賀名生の里歴史民俗資料館の指定管理者の候補者を指定するため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず一の管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきまして、名称は「五條市賀名生の里歴史民俗資料館」、位置は「五條市西吉野町賀名生五番地」でございます。

次に二、指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所につきまして、名称は「和田自治会」、代表者は「自治会長 辻内近司」、住所は「五條市西吉野町和田二九八番地の一」でございます。

次に三、指定の期間につきましては、「平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」でございます。

以上、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決を賜われますようお願いを申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第十三、議第七十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第七十九号、五條市立老人憩の家に係る指定管理者の指定について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。櫻井あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 櫻井敬三登壇〕

○あんしん福祉部長（櫻井敬三）ただいま上程いただきました議第七十九号、五條市立老人憩の家に係る指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三十三ページを御覧いただきたいと存じます。

本議案につきましては、去る十月十七日に開催されました、五條市指定管理者選定委員会において選定されました五條市立老人憩の家の指定管理者の候補者を、地方自治法の規定に従いまして、指定管理者として指定するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきましては、名称は「五條市立老人憩の家」、位置は「五條市靈安寺町二二〇五番地」でございます。

次に、二の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所につきましては、名称は「特定非営利活動法人大和社中」、代表者は「山本陽一」、住所は「五條市五條三丁目一番二三号」でございます。

次に、三の指定の期間につきましては、「平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」でございます。

以上で議第七十九号の提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第十四、議第八十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第八十号、五條市市民会館に係る指定管理者の指定について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。竹田総務部長。

〔総務部長 竹田和彦登壇〕

○総務部長（竹田和彦）ただいま上程いただきました議第八十号、五條市市民会館に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三十四ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、去る十月十六日に開催されました、五條市指定管理者選定委員会において選定されました五條市市民会館に係る指定管理者の候補者を指定管理者として指定するため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称及び位置でございますが、名称は「五條市市民会館」でございます。位置は「五條市本町三丁目一番十三号」でございます。

続きまして、二の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所でございますが、名称は「櫻井誠文堂」でございます。代表者は「櫻井晃二」でございます。

また、住所は「五條市五條一丁目六番十七号」でございます。

最後に、三の指定の期間でございますが、「平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」の三箇年でございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第十五、議第八十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第八十一号、五條市立西吉野コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。丸山西吉野支所長。

〔西吉野支所長 丸山勝秀登壇〕

○西吉野支所長（丸山勝秀）ただいま上程いただきました議第八十一号、五條市立西吉野コミュニティセンターに係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書三十五ページを御覧願いたいと思います。

本議案につきましては、五條市立西吉野コミュニティセンターの指定管理期間が平成二十五年三月三十一日で満了となるため、新たに指定管理者の募集をするものであり、募集要項の配布、募集団体からの質問の受付や現地説明会を開催し、去る八月三十一日に申請の受付を締め切った結果、最終的に二団体からの申請がありました。

その後、十月十六日開催の、五條市指定管理者選定委員会におきまして、申請団体からの申請書類の審査及びヒアリングを実施し、募集要項の選定審査基準により委員の皆様にご採点を行っていただき、その採点結果を踏まえ、指定管理者の候補者として総合的に判断していただきましたので、次の候補者を指定管理者として指定していただきたく、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるところでございます。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称は「五條市立西吉野コミュニティセンター」、位置は「五條市西吉野町八ッ川四五一番地」。

次に、二の指定管理者となる団体の名称は「アスカ美装株式会社」、代表者は「代表取締役 森脇信之」、住所は「奈良県橿原市醍醐町二九六番地の一」でございます。

次に、三の指定の期間は「平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」でございます。

以上で議第八十一号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「七番」の声あり）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）候補者とそれから第二順位者との点数の差がありましたけれども、このことについても、どのようなところで差がついたのかお尋ねいたします。

○議長（益田吉博）丸山西吉野支所長。

○西吉野支所長（丸山勝秀）藤富議員の御質問にお答えいたします。

管理者の選定委員会の審査基準につきまして、事業計画の内容が市民の平等な利用を確保することができるものであるかどうか、次に、事業計画の内容が最少の経費で指定管理者の管理施設の効用を最大限に發揮できるものであるかどうか、三番目に、事業計画の内容が最少の経費で指定管理者の管理施設の適切な維持管理を図ることができるものであるかどうか、最後に、計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員、資産、その他経営規模及び能力を有しているかどうかという点全てにおきまして、候補者となっておりますところの点数が上回っております。

以上、回答とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（益田吉博）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）そしてら現指定管理者のアスカ美装ですけれども、計画書というのは年度初めに出しますけれども、計画どおり実施されておりますか。

○議長（益田吉博）丸山西吉野支所長。

○西吉野支所長（丸山勝秀）出されております計画がされているかどうかという御質問でございますが、事業年度が終わるときには管理者に来ていただきましたして、理由をそれぞれ聴かせていただいております。文化教室では報酬を含め適任の講師が見当たらなかったし、自費負担での活動には人が募集しても集まりませんでしたということとか、ゲートボール大会につきましては、既存の利用しているチーム以外に参加が見込めず、また時期が農家の農繁期とぶつかってしまったということの回答をいただいております。その後、これらの計画につきましては、今後も検討していきますが、担当課、支所の地域振興課と相談、アドバイスを、地域の意見を聞きながら今後検討していきたいという回答をいただいております。

以上です。（「七番」の声あり）

○議長（益田吉博）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）今聞かせていただきましたけれども、できていないところがたくさんございますね。ということは、企業努力が足りないのか、なんかわかりませんが、それでも全ての点において現指定管理者の方が点数が高かったと、そういうことですか。……なんかちょっとおかしいのですけれども、それって。ちゃんとやれているのでしたら、そういう結果が出たというのはわかるのですけれども、ちゃんとやれていないにもかかわらず、現実に今指定管理者としてやっているわけですね。実際にやっていてできていないところが多々あるにもかかわらず、新しいところは、候補者は当然やっていないのですから結果は出ていません。出ていない結果と照らし合わせて全ての点において現指定管理者の方が点数が上回っていた、というのは大変おかしいと思うのですけれども、支所長どうですか。

○議長（益田吉博）丸山西吉野支所長。

○西吉野支所長（丸山勝秀）ただいまの藤富議員の質問にお答えいたします。

わかっておりますところで、計画書の関係の辺りの点数でございますと、差はわずかでございます。大きく離れておりましたのが安定した人員とかその他資産経営規模等の部分とか、最少の経費で適切な維持管理を図れるというような部分でありますけれども、事業計画の内容とかいう部分であれば、点差はごくわずかなものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（益田吉博）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）いろいろ予定していた行事ができていなかったというのも事実でございます。

それから、いろいろ問題があるのではないかと思いますけれども、まあまあアスカ美装に決まったということで、はい、承っておきます。

（「十五番」の声あり）

○議長（益田吉博）十五番田原清孝議員。

○十五番（田原清孝）二人ばかりで悪いような気がしますが……（笑声）

私はまた違う角度から、地元にはこうしたこれを受ける団体というのか人らはなかったのですか。地元、この八ッ川近くの方々が。

○議長（益田吉博）丸山西吉野支所長。

○西吉野支所長（丸山勝秀）田原議員の御質問にお答えいたします。

募集段階におきましては、地元からの応募はございませんでした。（「十五番」の声あり）

○議長（益田吉博）十五番田原清孝議員。

○十五番（田原清孝）今後、こういうときには地元に応募がなくても、何か自治会とか何かにして、できるだけ地元が潤うような形で考えていただけたらいいのと違うのかなと、恐らくそういうノウハウがないから出してこないと思うのですけれども、ひとつその辺を今後十分、こういう五條の市民会館とかそして博物館とかになってきましたら、これはいろいろ難しい問題があるけれども、こういうところは簡単なものだろうと思うので、できたら地元の方々ができるような形でやっていただいたら一番いいのではないかなと。今後ひとつそういう意味で考えていただきたいと思えます。

答弁は要りませんけれども。（「七番」の声あり）

○議長（益田吉博）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）何度も言わせていただいておりますけれども、アスカ美装だけ五万人の森、上野公園……四施設も取っているわけですね。西吉野コミセン、それは正当な競争の結果、ここに落ちたのでしようけれども、やっぱりそういうところも、五條市行政改革推進本部会議ですか、これ公室長、いろんなところで余り大きいところばかり取っておられますので、そういうことも問題を提起していただいて、ちよつと諮っていただくというのはいかがですか。

○議長（益田吉博）榎内市長公室長。

○市長公室長（榎内成吉）七番藤富議員の御質問にお答えいたします。

今現在アスカ美装さんにおきましては、四施設を指定管理者となつていただいておりますけれども、例えば上野公園におきましては、誰も指定管理者となるものがいらつしやいませんでした。そういうところにおきましては、募集をしたときには一団体、再募集とかいなかった場合にはできるということになっております。できる限り一つの団体、あるいは同じような形式のところ、昨日も言いましたけれども、コミュニティセンターとか市民会館のような類似施設は除いていただきたいというふうに四月一日から変更もさせていただきました。ただ、今地元の雇用であるとか、あるいは素点において上下になっておるとかいった、十五点の新規団体を加味するのが、いかがなものであるかといった全体的なことについては、また検討する余地は十分あるかと思えますので、先進地等の例も研究しながら、本当の指定管理者とする目的を十分に發揮できるように体制にしていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（益田吉博）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）確かに上野公園の場合は応募者が誰もいなかったわけですから、これは仕方がないとして、今回の西吉野コミュニティセンター、おりますよね。六十八点ですか。確かそんな点数だったと思うのですけれども、それでもいるわけですからね。今現に先ほども結果を聞かせていただきましたら、計画どおりできていないところが多々あるわけです。ですから、そういうところもよく考えていただいて、そのなんとか会議というところに、そこでなんで決めるのか知りませんが、まあその辺のところには掛けるのであれば、いろんなことを平等に掛けていただいて、検討していただきたいと思えます。

以上です。議長。

○議長（益田吉博）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第十六、議第八十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第八十二号、五條市阿田峯公園に係る指定管理者の指定について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。森本都市整備部長。

〔都市整備部長 森本敏弘登壇〕

○都市整備部長（森本敏弘）ただいま上程いただきました議第八十二号、五條市阿田峯公園に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書三十六ページを御覧いただきたいと存じます。

五條市阿田峯公園は、平成二十四年三月議会において指定管理者の候補者を提出いたしました。残念ながら否決となり、現在、五條市が直営で管理運営を行っております。

しかし、指定管理者制度の重要性等を鑑み、議会でいただきました御意見や御提言を生かし、更なる協議検討を重ねたところであり、それらのことを踏まえ、平成二十四年七月二十四日から平成二十四年八月三十一日まで、管理運営団体の募集及び申請等の受付を行ったところ、三団体からの応募申請が提出されました。

その後、平成二十四年十月二十九日開催の五條市指定管理者選定委員会におきまして、申請団体からの申請書類審査及び面接、ヒアリング等を実施し、募集要項の選定基準により委員の皆様には審査を行っていただきました。

よって、次の候補者を指定管理者として指定いただきたく、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるとあります。

まず、一、管理を行わせる公の施設の名称及び位置であります、名称は「五條市阿田峯公園」、位置は「五條市三在町一六八〇番地」であります。

次に、二の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所であります、名称は「まちづくり改革推進&リアルスタイルグループ」、代表者は「多田宗豊」、住所は「五條市牧町八五五番地」でございます。

次に三の指定の期間は、「平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」であります。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「三番」の声あり）三番吉田雅範議員。

○三番（吉田雅範）ただいま説明をいただいたのですけれども、名称につきまして、まちづくり改革推進&リアルスタイルグループ、代表者は多田さんとなっておりますけれども、このグループとなるに当たって代表者以外の名前、名称を教えてくださいますか。

○議長（益田吉博）森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本敏弘）三番吉田議員の質問にお答えを申し上げます。

まちづくり改革推進&リアルスタイルグループの内訳でございますが、代表者は多田宗豊、そしてその下にグループですので二つございます。一つは特定非営利活動法人まちづくり改革推進協議会理事長、多田宗豊、それともう一つ株式会社リアルスタイル、代表取締役、鍵谷健、以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博）三番吉田雅範議員。

○三番（吉田雅範）中身についてどういうメンバーがおるのかというのを詳しくわかりませんか。

○議長（益田吉博）メンバー、そつちで持っていますか……。

吉田議員、持っていないらしいです。よろしいですか。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博）三番吉田雅範議員。

○三番（吉田雅範）持っていないって、（笑声）それを教えてもらわないことには、私、総務文教の方で厚生には入れませんので、傍聴しかできませんので、聞かせていただきたいのですけれども。

それと三団体から募集があったというのを聞かせていただいたのですけれども、その三団体全ての点数表をいただきたいと思えます。

○議長（益田吉博）したら四十五分までトイレ休憩しますので、その間に用意をお願いします。

午後二時三十二分休憩に入る

午後二時四十六分再開

○議長（益田吉博）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

吉田雅範議員の質疑に対する答弁を求めます。

○議長（益田吉博）森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本敏弘）三番吉田議員の質問にお答えを申し上げます。

まず、まちづくり改革推進の協議会の役員でございます。理事長、多田宗豊、副理事長、花岡純子、理事、岡本紀彦、理事、山口良文、理事、近重 栄、監査に岩崎和夫でございます。それと株式会社リアルスタイル、代表取締役、鍵谷 健、取締役、加用宗忠、同じく取締役、平山 集、以上でございます。

それと阿田峯公園の候補者の採点でございます。

まず、まちづくり改革推進&リアルスタイルグループ、五百点満点中三百八十三点、百点満点に換算いたしますと、七十六・六点であります。新規加入申請者の該当加点として十五点をプラスいたしますと、加点後の合計は九十一・六点でございます。

次に、五條いきいき元気クラブ五百点満点中三百四十七点、百点満点に換算いたしますと、六十九・四点でございます。新規加入七十点未満でございますので、加点後の合計は六十九・四点でございます。

有限会社上平農園、五百点満点中三百五十点、百点満点に換算いたしますと、七十点でございます。七十点を超過しておりますので、加算点十五点をプラスし、加算後の合計八十五点、以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博）三番吉田雅範議員。

○三番（吉田雅範）いきいき元気クラブでしたかね、六十九・四点という、その六十九・四と上平農園ですか、七十点、その差額というのはどういうものだったか、教えていただきたいと思えます。

○議長（益田吉博）森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本敏弘）三番吉田議員の御質問にお答えします。

差額というより、六十九・四というのは百点に換算して六十九・四という形のものでありまして、先ほど言いましたように、五百点満点中、三百四十七点がいきいき元気クラブの得点でございます。それと有限会社上平農園につきましては、三百五十点という、三点の差があるというところでございます。この分につきましては、いろいろと審査基準がございまして、その審査基準の合計額で三点が違うということがございます。

以上です。

○議長（益田吉博）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第十七、議第八十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第八十三号、南和協議会規約の変更について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。櫻井あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 櫻井敬三登壇〕

○あんしん福祉部長（櫻井敬三） たいだいま上程いただきました議第八十三号、南和協議会規約の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。この規約の変更につきましては、障害者自立支援法の改正により、題名が「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）となり平成二十五年四月一日から施行されるため、規約の一部を変更するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の三十七ページから三十八ページを御覧いただきたいと存じます。変更内容につきましては、第三条第二号中「障害者自立支援制度」を「障害者総合支援制度」に改めるものであります。附則につきましては、施行期日を定めており、施行期日は平成二十五年四月一日となっております。

以上で議第八十三号の提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。
これより本案を採決いたします。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕
○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博） 次に日程第十八、議第八十四号を議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第八十四号、平成二十四年度五條市一般会計補正予算（第五号）議定について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。竹田総務部長。

〔総務部長 竹田和彦登壇〕

○総務部長（竹田和彦）ただいま上程いただきました議第八十四号、平成二十四年度五條市一般会計補正予算（第五号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十四年度五條市一般会計補正予算書（第五号）の一ページより御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正は、一般会計の歳入歳出にそれぞれ一億四千四百八十八千円を追加するものでございまして、これに伴う予算総額は、歳入歳出共に百七十七億九千七百三十五万八千円となるとなっております。

それでは、歳出の主な項目につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、九ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、二款総務費、一項総務管理費、八目電子計算費、十九節負担金補助及び交付金の八百七十七万七千円でございますが、阪合部新田町の大平地区テレビ共聴組合に対する補助金の交付に伴うものでございまして、地上デジタル放送への完全移行による難視聴化に対応するため、同組合が実施するテレビ共同受信施設の整備に対して補助を行うため、所要の経費を計上しております。

次に、三款民生費、一項社会福祉費、二目障害福祉費の六千三十九万五千円でございますが、まず、十一節需用費から十九節負担金補助及び交付金につきましては、障害者自立支援特別対策事業の実施に伴うものであり、また、二十節扶助費につきましては、利用者の増加等に伴う障害福祉サービス費給付費の追加でございます。同事業の実施並びに同給付費の支出に係る所要の経費を計上しております。

次に、八目老人福祉費の三百七十六万二千円でございますが、県の補助事業であります地域の居場所づくり推進事業の実施に伴う委託料等でございます。要支援者を対象とした介護予防システム導入等に係る所要の経費を計上しております。

恐れ入りますが、十ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、三款民生費、二項児童福祉費、六目児童福祉施設費、二十節扶助費の一千六百九十万円でございますが、私立保育所等に入所する低年齢児の増加に伴う児童委託運営費の追加でございます。同保育所等に対する同運営費の支出に係る所要の経費を計上しております。

次に、五款農林業費、一項農業費、三目農業振興費、十九節負担金補助及び交付金の二百二十五万円でございますが、給付対象者及び給付額確定に伴う青年就農給付金の追加でございます。青年の就農意欲の喚起並びに就農の定着に資する同給付金の支出に係る所要の経費を計上いたしております。

次に、二項林業費、一目林業振興費の四百九十万一千円でございますが、施業放置林整備事業の実施地域拡大に係る委託料等の追加でございます。大塔町清水地区におきまして、水源かん養や土砂流出防止など、公益的機能の向上に資する森林強度間伐の実施に係る所要の経費を計上いたしております。

恐れ入りますが、十一ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、六款商工費、一項商工費、三目観光費、十三節委託料の九百万円でございますが、ふれあい交流館指定管理料の追加でございます。昨年の台風十二号災害の影響により、大幅な減収となった財団法人大塔ふる里センターに対する指定管理料の増額に係る所要の経費を計上いたしております。

同じく、七目交流促進センター費、十三節委託料の三十万円でございますが、西吉野交流促進センター、通称こんぴら館の指定管理料の追加でございます。財団法人大塔ふる里センターに対する指定管理料の増額に係る所要の経費を計上いたしております。

次に、九款教育費、六項社会教育費、七目集会所費、十八節備品購入費の二十九万七千円でございますが、地域の居場所づくり推進事業の実施に伴う追加でございます。高齢者の居場所充実と活動の増進に資する集会所用備品の導入に係る所要の経費を計上いたしております。

次に、十一款災害復旧費、二項公共土木施設災害復旧費、一目道路橋梁災害復旧費の三千四百八十二万六千円でございますが、市道の災害復旧に伴う工事請負費等でございます。昨年の台風十二号災害及び本年の梅雨前線豪雨等により被災した復旧事業に係る所要の経費を計上いたしております。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、五ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

歳入予算につきましては、十二款分担金及び負担金において五百三十七万一千円、十四款国庫支出金において五千八百五十六万六千円を、十五款県支出金において三千三百九十四万四千円を、十八款繰越金において二千八百二十二万七千円を、二十款市債において二千七十万円を

それぞれ追加いたしましたして、歳出との均衡を図った次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第十九、議第八十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第八十五号、平成二十四年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。中永水道局長。

〔水道局長 中永 充登壇〕

○水道局長（中永 充）ただいま上程いただきました議第八十五号、平成二十四年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の簡易水道特別会計補正予算書の一ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ二千四百四十三万八千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ五億二千二百八十三万八千円とするものでございます。

内訳につきまして、まず歳出から御説明申し上げます。

恐れ入ります。六ページをお願いいたします。

一款総務費、一項総務管理費、一目業務費のうち、十一節需用費百九十九万五千円につきましては、落雷に伴い破損した水道施設機器の修繕料の追加であります。

次に、十三節委託料四十六万二千円及び十五節工事請負費二百九十八万一千円につきましては、昨年九月の台風十二号災害による大塔町宇井簡易水道浄水施設の二次応急復旧に係る設計監理業務委託並びに工事費の計上でございます。

次に、歳入でございます。

恐れ入ります。五ページをお願いいたします。

二款国庫支出金、一項国庫補助金で一千四百三十三万四千円を、四款、一項繰越金で百万九千円を、五款、一項市債で七百万円を、六款諸収入、一項雑入で百九十九万五千円をそれぞれ追加し、歳入歳出の均衡を図っております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「三番」の声あり）三番吉田雅範議員。

○三番（吉田雅範）繰越金はどうして……、去年の災害でできなかったからですか。ちよつとお尋ねしたいと思います。

○議長（益田吉博）中永水道局長。

○水道局長（中永 充）三番吉田議員さんの御質問にお答え申し上げます。

四款、一項繰越金で百万九千円のことだと思っておりますけれども、一般会計からの支出ということでございます。

事業は昨年度からの繰越しの事業でございます。

○議長（益田吉博）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日八日から十三日まで休会とし、次回十四日午前十時に再開して、議案審議を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後三時五分散会